

広川町商工会青年部まちおこし Mascot キャラクター 広川まち子ちゃん



広川まち子ちゃんのデザイン・イラストは、商品や印刷物など幅広くお使いいただけます。
使用料は無料です。

正しくお使いいただき、町中を広川まち子ちゃんいっぱいにしましょう！

必ず事前の申請を！

広川まち子ちゃんのデザインのご利用にあたっては、報道機関が報道目的にご使用される場合や、個人で楽しまれる場合を除いて、広川町商工会に事前に申請をいただき、商工会からの許諾を得ておいていただくことが必要です。

1. 申請書（印鑑が必要です）
2. 企業・団体などの概要書（パンフレット等）、個人の場合はプロフィールなど
3. 事業内容が分かる計画書
4. 使用方法が分かる見本（添付できない場合は、写真や印刷原稿などでも OK）

申請は、郵送または商工会事務局までお持ちください。

【ご提出先】 広川町商工会 広川まち子ちゃん担当宛

〒834-0111 八女郡広川町大字日吉 1164-6（広川町産業展示会館内）

申請はお早めに！

申請からご使用までの間に、サンプルの修正や、使用内容・使用団体・使用方法などの審査に、一定期間が必要です。

申請は余裕を持って、お早めをお願いします。

【申請からご使用までの流れ】

申請 → 受付 → 審査（数日） → 結果通知

お使いいただける条件

基本的にはどなたでも無料にてお使いいただけますが、次の場合はお使いいただけません。

- 法令及び公序欲俗に反するおそれのある場合
- 広川町及びキャラクター等の信用、品位、イメージを害し、又は正しい理解の妨げになるとき。
- 特定の個人、団体、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれがあるとき。
- 不当な利益を得るために使用されるおそれがある場合。
- 広川町の事業又は広川町が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合。
- 立体物で、その表現が広川まち子ちゃんの立体物として認められない場合。
- 前各号に掲げるもののほか、（認定委員会）が適当でないとした場合。

特定の企業や団体、商品を応援する使い方はできません！

広川まち子ちゃんは、広川町全体の魅力をPRする使い方しかできません。

※その他、広川まち子ちゃんのご使用にあたっての詳しい条件や注意事項、ご使用いただけるバリエーションなどについては、使用要項等をご覧ください。